

林災防栃発第102号
令和5年11月28日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

(公印省略)

令和5年度「林材業年末年始無災害運動」の実施について

日頃より、林材業労働災害防止活動の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、令和5年12月1日から令和6年1月15日を実施期間として展開されます。

令和5年の栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は10月末現在1,956人と昨年同時期より593人減少(23.3%減少)しておりますが、死亡災害による被災者数は13人を数え、誠に由々しき事態となっております。

一方、林業における労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は本年10月末現在17人で昨年同時期より2人の減少、木材製造業においては31人と昨年同時期より6人増加している状況にあります。

特に、林業では、これからの時期は労働災害の大半を占める伐木作業、集材作業が本格化する中、年内における労働災害の発生増加に予断を許さない状況にあり、また、木材製造業では、非定常作業における労働災害が増加していることから、年末年始にかけてこれらの作業に対する安全への配慮がより一層必要となります。

また、先般、栃木県発注治山工事現場(支障木伐倒作業)において、不適切な処理方法(禁止事項によるかかり木処理)によって、異業種による死亡災害が発生した事案があったことから、人命尊重を最優先とし、より一層の各種労働災害防止対策を一つひとつ着実に推進することが求められるところです。

つきましては、これ以上の労働災害を起こさないためにも、会員事業場の皆様におかれましては、経営トップが先頭に立ち、自主的な労働災害防止活動を強化し、下記の取組事項を速やかに実施されますようお願い申し上げます。

記

1. 令和5年度年林材業年末年始無災害運動実施期間
令和5年12月1日～令和6年1月15日

2. 会員事業場の取組事項

(1) 林業関係事業場における実施事項

- ①チェーンソーによる立木の伐倒時の措置（作業計画の作成、作業指揮者の配置、チェーンソー作業時の基本的姿勢等）、防護衣等着用及び安全な伐倒方法の徹底
- ②かかり木の処理作業における禁止事項の遵守の徹底及び安全な作業方法の徹底
- ③車両系木材伐出機械の安全教育の実施と安全対策（作業計画の作成、用途外使用の禁止、幅員の確保・制限勾配の設定、接触及び立入禁止措置の実施等）の徹底
- ④簡易リスクアセスメントの定着と自主的な安全衛生活動の活性化
- ⑤KY（危険予知）活動を活用した各種作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑥現場安全点検パトロールの実施
- ⑦騒音障害防止対策の徹底
- ⑧高年齢労働者と新規就労者の教育の徹底と効果的な安全衛生教育の実施
- ⑨冬期間における路面の凍結や積雪等による安全対策の徹底
- ⑩労働災害発生時の連絡体制の確認と迅速な情報提供の確立（休日を含む。）

(2) 木材製造業関係事業場における実施事項

- ①木材加工用機械の安全な機械の採用及び使用、安全な作業方法の徹底
- ②機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の作業に係るマニュアルの整備
- ③トラック・荷台等からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- ④トラックへの積載重量の遵守と合理的な運行時間の確認
- ⑤フォークリフトによる積卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底
- ⑥騒音障害防止対策の徹底
- ⑦危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑧簡易リスクアセスメント等の定着と自主的な安全衛生管理活動の活性化
- ⑨職場における健康管理の充実と快適な職場環境の形成推進
- ⑩安全衛生教育の実施の徹底

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤